

令和4年度  
東北地区知的障害者福祉協会  
定期総会資料

日 時 令和 4年 6月 16日 (木)  
14:40~16:00

場 所 オンライン開催  
岩手県知的障害者福祉協会



東北地区知的障害者福祉協会

# 目 次

資料名	ページ数
東北地区知的障害者福祉協会定期総会 次第	1
第1号議案提案書	2
令和3年度事業報告	3
令和3年度事業経過報告	4
政策委員会活動報告	7
「障害者総合福祉法改正法施行後3年の見直し」に向けた意見 【2021年12月16日 中間整理に対して】	9
研修委員会活動報告	12
人権・倫理委員会活動報告	14
令和3年度収支決算書	18
監査報告書	19
第2号議案提案書	20
令和4年度事業計画（案）	21
令和4年度会議研修計画（案）	22
政策委員会活動計画（案）	23
研修委員会活動計画（案）	24
人権・倫理委員会活動計画（案）	26
令和4年度収支予算書（案）	27
第3号議案提案書	28
令和4.5年度役員名簿（案）	29
令和4.5年度委員会名簿（案）	30
その他 参考資料	
令和4年度各部会地区代表者会議 第1回部会協議会報告	
児童発達支援部会	31
障害者支援施設部会	32
日中活動支援部会	33
生産活動・就労支援部会	34
地域支援部会	35
相談支援部会	36
支援スタッフ部会	37
東北地区知的障害者福祉協会会則	38

# 令和元年度 東北地区知的障害者福祉協会定期総会

## 次 第

日 時 令和 4年 6月16日(木)  
14:40~16:00  
会 場 Zoomによるオンライン開催

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議長選出(会則第17条)

### 4. 議 事

#### (1) 第1号議案

令和3年度東北地区知的障害者福祉協会事業報告  
及び収支決算報告について

監査報告

#### (2) 第2号議案

令和4年度東北地区知的障害者福祉協会事業計画(案)及び  
収支予算(案)について

#### (3) 第3号議案

令和4.5年度 役員(案)の承認について  
役員及び委員長紹介

#### (4) その他

### 5. 閉 会

**第1号議案**

令和3年度 東北地区知的障害者福祉協会

事業報告及び収支決算報告について

— 提案理由 —

令和3年度 東北地区知的障害者福祉協会事業報告書並びに収支決算の承認について、会則第20条第2項の規定に基づき提案します。

## 令和3年度東北地区知的障害者福祉協会 事業報告

はじめに

新型コロナウイルス感染が拡大するなか新たな変異株によって収束が見通せない状況が続いた。東北地区会員事業所において各県で利用者、スタッフに感染がみられ各事業所においては感染防止と事業の継続に細心の注意をはらった一年となった。

東北地区協会活動は昨年度については実施困難な状況にあったが今年度は会員事業所各県事務局等のご協力により、感染防止に努めながらWEB等を活用し研修会、役員会、委員会が開催できた。皆様のご協力に感謝したい。

重点項目に添って報告する。

### 1. 新型コロナウイルス対応

東北において他地区と比較して感染者は比較的少ない状況にあったが、一部会員施設において集団感染等の発生で事業所運営は厳しさを増した。

日本協会、地方会との連携を強化するとともに国の迅速な情報の提供や現場の実態に対応したワクチン接種、検査キッドの確保、報酬の弾力的運用等の対策について日本協会を通じて国に要望した。

### 2. 権利擁護・意思決定支援の推進

東北地区の会員事業所での虐待事案の発生があった。

人権・倫理委員会で東北協会としてアンケート調査を作成実施するとともに、会員事業所に発信し権利擁護の推進、虐待防止につとめた。国の虐待防止の政策が強化される中で今後とも継続した取り組みとしたい。

### 3. 政策提言

東北地区の政策委員会が中心となり日本協会政策委員会との連携を通して社会保障審議会障害者部会における障害者総合支援法の3年後の見直しに関して居住地支援の在り方等について各県からの要望を取りまとめ東北地区として日本協会に提言を行った。

### 4. 研修の実施

研修委員会や開催県の事務局において研修内容が検討され、施設長・管理者研修については宮城県、専門研修については青森県、東北フォーラムは山形県でそれぞれウェブ方式及びハイブリット方式で実施した。工夫をこらしながら質の高い研修プログラムが提供できたと考える。

### 5. 災害協定の締結

昨年度の福島県沖における大型地震の発生により災害発生時の協力体制について再認識する1年となった。さらに検討を継続したい。被災した58事業所に対して、見舞金を送らせていただいた。

令和 3年度 東北地区知的障害者福祉協会 事業経過報告

※ 会議はすべてZoomによるオンライン開催で実施した。

日時	会議・会場名/事業名	議 題
6/1	令和3年度第1回理事会	①令和2年度事業報告及び収支決算報告について ②監査報告 ③令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)について ④令和3年度東北地区知的障害者福祉協会定時総会及び施設長連絡会について
6/11	令和3年度施設長・管理者等 連絡協議会及び定期総会 宮城県協会開催担当	①講 演 「共生社会とノーマライゼーションの具現化」 講師 学校法人東北学院大学 常任理事 阿部重樹 氏 ②定時総会 ①令和2年度事業報告及び収支決算報告について ②監査報告 ③令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
6/29	オンラインセミナー	テーマ「風水災害時のリスクマネジメント」 ・風水害に備えるBCPを考える ・風水災に備える火災保険加入のポイント 講師 株式会社エイアイシー リスクマネジメント担当顧問 高橋 勝 氏 東北地区本部長 田中雅彦 氏
7/9	東北フォーラム第1回実行委員会・ 第1回研修委員会	東北フォーラム2021inやまがたについて プログラム内容について、分科会について、各県発表について、その他
8/2	東北フォーラム第2回実行委員会・ 第2回研修委員会	東北フォーラム2021inやまがたについて プログラム内容について、分科会について、各県発表について、その他
8/23	第3回研修委員会	①東北フォーラム2021inやまがたについて ②令和3年度専門研修会について
8/24	東北フォーラム第3回実行委員会	東北フォーラム2021inやまがたについて プログラム内容について、分科会について、各県発表について、その他
9/30 ～ 10/1	令和3年度専門研修会 青森県協会開催担当	講演：テーマ「計画作成と支援の在り方」 講師 東北福祉大学 社会福祉学科 准教授 竹之内草代 氏 グループワーク モデル事例を用いたの演習
10/5	東北フォーラム第4回実行委員会	東北フォーラム2021inやまがたについて プログラム内容について、分科会について、各県発表について、その他

10/6 締切	政策委員会	日本知的障害者福祉協会政策委員会への意見徴収 (居住支援及び居住支援に関する支援のあり方他への意見) (東北地区委員会から日本協会政策委員会へ提出)
10/15 ～ 10/31	令和3年度日中活動支援部会 全国大会秋田大会 【オンデマンド配信】	①行政報告 「これからの障害福祉サービスの方向性」について ～障害者総合支援法施行後3年 今後の見通し～ ②基調講演 「社会参加と支援の質」～多くの支援を必要とする方の社会参加を考える～ 講師：筑波大学大学院 人間総合科学学術院 教授 小澤 温 氏 ③ビデオ紹介 ④事例紹介とディスカッション
10/22	東北フォーラム第5回実行委員会	東北フォーラム2021inやまがたについて プログラム内容について、分科会について、各県発表について、その他
11/1 ～2	東北フォーラム2021inやまがた 山形県山形市山形テルサと オンラインでのハイブリッド開催 山形県協会開催担当	①オープニングセレモニー“花笠音頭” ②製品アピール ③分科会 第1分科会 《みんなで考える、みんなが変わる ～山形県知的障害者福祉協会支援力向上研修会の取り組み～》 講師 社会福祉法人愛泉会 園 長 村井弘伸 氏 副園長 阿部憲昭 氏 主 査 伊藤 亮 氏 こまくさ学園 第2分科会 《心と体はつながっている。表現しながらコミュニケーション》 講師 La・シヴア (山形心体表現の会) 代表 渡邊京子 氏 副代表 伊藤美和 氏 第3分科会 《自分の気持ちを見える化し、大いに創造しよう！ Talk Tree WALKSHOP「トークツリーワークショップを用いて」》 講師 一般社団法人Talk Tree 代表理事 加藤 未礼 氏 講師 ハラルポニー 共生を越え異彩を、放て。」 株式会社ハラルポニー 代表取締役副社長 松田文登 氏 ④講演 「ハラルポニー 株式会社の想いの発信」 ⑤東北6県よりの想いの発信 山形県 ～「やまがた魅力再発見！」 秋田県 ～「コロナ禍の楽しみ方～コロナ禍を楽しもう～」 青森県 ～「いまコロナ禍で出来ないけれど、コロナ感染が収まったら してみたいこと～あんなこと、こんなこと～」 岩手県 ～「湧き上がる衝動を造形に～ポードレスを目指して～」 宮城県 ～「新たな発見」～コロナ禍だからこそ～ 福島県 ～「仕事の異議」～何を原動力で行っているのか～

11/5	第1回人権・倫理委員会	①中央情勢報告 ②令和2年度人権擁護に関する職員組織アンケート調査結果について ③令和3年度人権擁護に関する職員組織アンケート調査内容について ④その他 意見交換
12/20	東北フォーラム第6回実行委員会	東北フォーラム2021inやまがたについて振り返り
12/21	第4回研修委員会	①令和3年度研修についての振り返り ②令和4年度研修について ③その他
12月末	人権・倫理委員会	令和3年度人権擁護に関する職員組織アンケートの実施
1/25	令和3年度第2回理事会	①各県の協会活動について ②各分会報告 ③各委員会活動報告 ④次年度に向けて(次年度研修計画等) ⑤日本知的障害者福祉協会との意見交換について ⑥その他意見交換
2/25	日本知的障害者福祉協会との意見交換	①日本・東北地区知的障害者福祉協会会長あいさつ ②参加者自己紹介 ③中央情勢報告 ④東北地区における活動報告 ⑤意見交換
3/10	令和3年度第3回理事会	①令和4年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について ②日本知的障害者福祉協会との意見交換報告 ③日本知的障害者福祉協会部会協議会報告 ④各分会、委員会のあり方、活動についての意見交換 ⑤その他

※ 下記会議については、新型コロナウイルスの影響により、開催を見送った。

	令和3年度第1回監事会	令和2年度決算監査の実施について、郵送により書類監査を実施頂いた。
	令和3年度種別代表者会議	各分会長、各県事務局、各県種別部会長、各委員会委員長参加で、例年5月に仙台市で開催していた会議
	令和3年度合同委員会	年3回各委員会開催時は、仙台市で合同で開催していた会議

## 東北地区政策委員会 令和3年度活動報告

(1) 「障害者総合支援法の施行後3年の見直し」の中に「地域における障害者支援について」があり、障害の重度化・高齢化を踏まえた地域生活支援についての課題があった。この課題を受け、厚労省の障害者部会において4月～5月関係団体のヒアリングが、6月～11月個別論点について議論、12月に「中間整理」がなされた。

(2) 日本知的協会は4月28日団体ヒアリングで意見し「①地域における障害者支援②障害児支援③就労支援」について、「これからの障害福祉サービスの在り方」にて提案した。

(3) 「地域における障害者支援について」は、論点に「居住支援として障害者支援施設に関する言及がなかった」ため、協会として「居住支援を中心に暮らし全般の支援のあるべき姿を未来志向で発信」することを目的に、政策委員会内にワーキングチームを設置

(4) 10月6日 「政策委員会居住支援ワーキングレポート（案）」作成のため、東北6県から下記の意見等を頂いた。

【共同生活援助 住まいの場における重度化・高齢化への対応について】（一部抜粋）

（宮城県）重度化・高齢化の入居者が安心して、終の棲家と感じられる生活環境の枠組みが必要。共同生活援助事業所の世話人の業務量にも限界があり、重度化・高齢化の入居者が安心して生活を継続する為の介護力を有する職員配置が必要。

（山形県）パート職員の世話人や臨時の支援員等を一定程度雇用し、人件費を圧縮している現状が推察される。同一労働同一賃金が叫ばれている下で、専門的な福祉職を正規職員で雇用し、安定した賃金で継続的に就労できるよう、その原資となる基本報酬の増額を。

（秋田県）グループホーム利用者の重度高齢化に対応するため、職員配置については世話人から支援員に変更し、新たな報酬単価の設定が望ましい。それによって、質の高い人材も確保でき、共生社会の構築に一役担う事に繋がる。

（青森県）GH利用者で体調が悪く、一定以上の支援が必要な利用者の場合日中系サービスの職員またはグループホームの職員がそのために対応（勤務）しなければならない。日中支援型でないグループホームにおいて行った日中支援の報酬に柔軟な対応を求める。

（福島県）世話人を生活支援員に統一していくことは、支援の質、専門性が必要になるため、人件費に見合った報酬単価の検討。主として重度者・高齢者を支援するGHでは夜勤者の配置は必須。既に加算があるが、その加算だけでは事業を安定的に運営することが困難。重度者・高齢者を支援する事業所が安定的に経営できる報酬体系を望む。

(5) 上記意見を踏まえ、東北地区意見として日本知的協会政策委員会に提案し、令和3年10月15日付けて「これからの居住支援及び居住支援に関連する各種支援のあり方について」を作成し、厚労省障害者部会に提出した。障害者部会では12月16日に3年目の見直し（中間整理）の居住支援の中で「障害者支援施設の在り方について、居住支援全体の中における障害者支援施設とGHそれぞれの役割や

機能を踏まえ、安心できる居住環境を提供する観点から検討する必要がある」と表記された。(3年の見直し中間整理の概要)

(6)その後令和4年1月19日第3回、2月16日第4回、3月24日第5回の政策委員会が開催された。その中でも特に議論されたことは①地域移行の鈍化②居住支援としての自宅やGHと障害者支援施設との関係③民間事業者参入と質の議論④サービスの質の評価⑤臨時特例交付金⑥相談支援事業所の事業所からの独立性や地域の自立支援協議会、基幹相談、地域生活支援拠点との関係性・・・等々であった。

# 「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直し」に向けた意見

【2021年12月16日 中間整理に対して】

2022.4.27 【東北地区 政策委員長 古川】 【参考資料 東北6県政策委員の意見集約】

## (1) 3 障害者の居住支援について

### ①グループホーム制度の在り方やサービス類型について

①GHは生活の場であって、訓練の場所ではない。従って、重度高齢及び支援困難な方々が利用される、介護サービス包括型と日中サービス支援型の事業所に対しては訓練等給付から介護給付へ制度の変更が必要

・施設から地域へとグループホームが当たり前にされている。今後は、利用者の一人暮らし等の希望に沿える居住支援が求められる。一方、重度高齢化や医療的ケアによりグループホーム生活が困難な方の受入れ体制の確保も必要。

・新しい類型より、サテライト等の一人暮らしに向けた支援に対し、継続した報酬上の評価が必要。

・通過型のGHの議論もされているが、サテライト型との整合性をどう考えるか。同類型にできないのか。

・平成30年度入所施設に代わる居住支援の場として日中サービス支援型GHという類型が創設されたが、福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く、質の担保をするためにも従来の世話人から生活支援員へと専門職員の配置や訓練等給付から介護給付への変更及び強度行動障害者支援員研修等が望まれる。(障がいについての理解、障がい者に対する専門的支援スキルが無いと虐待につながる可能性が高まる為)

・「地域」という言葉の定義を整理する時、障害者支援施設は「地域でない」。グループホームが「地域」だとした場合、障害者支援施設との違いの検討も必要です。重度・高齢の方々のための日中支援型グループホームは20名まで、ショートステイを含めると最大25名までの居住となる。障害者支援施設は30名。では25名と30名の差をどう考えるべきか。障害者支援施設は「地域」ではないから「地域移行」すべきとし、日中支援型グループホームは25名の規模であっても、グループホームだから「地域」だと解釈するのか。

②高齢化、重度化、強度行動障害、医療的ケアの方々も利用できる「手厚い基本単価」で赤字にならないGH運営が必要

・支援困難者を一か所のGHへの集中的な受入は本人や事業所にとって負担が大きく、虐待を招き易い。地域分担支援が必要

・2～3年でのモニタリングで、本人の意思に応じた居住環境を選択できるようにしてゆく。

### ②障害者支援施設の地域での役割と機能について

①家庭やGHで対応困難な状態がある方に限り、障害者支援施設を利用し、困難さの改善後に本人の意思に応じた生活を選べるシステムが必要。一方で、重度高齢化の利用者の終の棲家としての役割も障害者支援施設は高齢者施設と連携が必要。

②緊急時を含めたショートステイの役割と地域福祉のコーディネーターの役割が障害者支援施設には必要

③障害者支援施設は必要ではあるが、一生を過ごす場所にはしない。地域での生活の体験を増やし、個別のニーズを深めて行き、本人の必要とされる意思決定の期間とタイミングを見計る

### ③地域生活支援拠点等の整備推進との関係について

①24時間の連絡体制が取れる為、障害者支援施設を中心とした相談、短期入所、体験の場の提供が必要

②多機能型地域生活支援拠点と面的整備の両方向からの組み合わせがあるように、計画的に整備してゆく。

市町村の自立支援協議会の役割も大きい

③日中支援型グループホームは重度・高齢化した障害者のグループホームとして位置づけられている。しかし重度・高齢化された障害者であれば、障害者支援施設のように、看護師と栄養士を配置基準として義務化すべき。こうした専門職種を配置できてこそ「安心できる地域での生活」となるのではないかな。

## (2) 5 障害福祉サービス等の質の確保・向上について

### ①サービスの質の評価の在り方や第三者評価について

①利用者の満足度を相談支援専門員等にモニタリングの時に、利用者やその家族から評価を受ける

②第三者評価者が評価する支援の質のスケールが一時的なものになりやすい。利用者満足度の聞き取りや、家族の方々からの意見や等が反映される仕組みも必要。第三者評価の委託費等の補助があると取り組みやすい。

③GHのミニ施設化、入所施設での権利侵害等、評価には、強い権利擁護の視点と専門性が要求される。単なるサービス評価ではなく、背景や支援技術にまで踏み込んだ評価が必要。

### ②障害福祉サービス等報酬によるサービスの質に係る評価について

①サービスの質を科学的エビデンスと利用者満足度により、「評価」できるなら報酬に反映しても良い。サービスの質については、個別支援計画に基づく支援の取り組みを本人、もしくは家族に評価していただくことが望ましいと考える。(顧客満足度という視点が必要)

②重度高齢者や支援困難者の支援を行っている事業所では、その第三者評価のもと報酬に反映させる

### ③サービスの向上に向けた人材育成や専門性、人材確保について

①一般的産業と比較で福祉業界では年間約100万円低い。報酬単価を社会平均収入にし、待遇改善が不可欠。

②障害者への差別や偏見を取るため、小中学校の義務教育から一緒に学ぶ機会を増やし、将来的に福祉業界への興味と職種の選択を期待する。

③事業者内でのOJT研修だけでなく、法人内部研修を法人職員同士で行いブラッシュアップしてゆく

## (3) 1～12の論点(3と5を除く)について

## 2 相談支援

- ①計画相談の件数が多く相談支援専門員が疲弊。相談支援専門員の数的確保のため、報酬単価の増額。
- ②相談員不足があり、その相談員の力量に大きな違いがある。基幹相談が中心となり、相談員の質を高める。

## 9 障害者虐待の防止について

- ①虐待の通報があった場合の立入調査に、基幹相談支援センターに委託可能にすることは望ましい
- ②学校、保育所等、医療機関、官公署等も含めた、虐待の定義が必要
- ③各事業所の虐待防止委員会等の実態調査及び活動内容の把握が必要

## 10 地域生活支援事業

- ①障害者支援施設や病院からの地域生活移行では、移行後の生活安定のためには本事業の充実が不可欠だが地域格差が拡大している。
- ②国は実施状況を把握しているので、本事業の各圏域での実施状況や課題を提示してほしい。
- ③移動支援は市町村格差が大きい。現在の裁量的経費から介護給付の義務的経費とし、社会参加を促進するためにも事業所送迎を可能にして。

## (4) その他の重要な課題や東北各県特有の課題や問題等について

- ①食事提供体制加算は、利用者にとっての健康と栄養バランスを守る大切な加算である。恒常的な加算にすること。
- ②施設送迎加算は交通手段がなく、送迎が無いと利用できない利用者が大勢いる。恒常的な加算にすること。特に東北各県は送迎移動距離も長く、積雪時は送迎時間も大幅に増加。加算額を21単位から27単位に戻して。
- ③社会福祉法人での新規事業の立ち上げについて、土地の確保が大変難しい。公的な無償提供や貸与が必要。
- ④東北では除雪、暖房費用の増大等、降雪地帯特有の問題がある。寒冷地加算等の復活を望む。
- ⑤就労継続支援B型事業所では平均工賃による報酬体系が中心となっていて、売り上げが高い施設＝良い施設とされていることに疑問を感じる。福祉の本質から外れているのではないか。
- ⑥現在、各事業所に事務員の配置がなされていない。現行の事務量では事務員配置が必須である。事務員の人件費を加えること。

## 令和3年度 東北地区知的障害者福祉協会 研修委員会活動報告

### (1) 研修実施状況について

#### 1、施設長・管理者等連絡協議会及び定期総会

【開催県】 宮城県

【開催場所】 オンライン

【開催日時】 2021年6月11日(金)

【内容】 ①講演 学校法人東北学院大学 常務理事 阿部重樹氏  
「共生社会とノーマライゼーションの具現化」

②総会

【参加者】 130名

#### 2、専門研修会

【開催県】 青森県

【開催場所】 オンライン

【開催日時】 2021年9月30日(木) 10月1日(金)

【内容】 1日目 障害者の意思決定支援・権利擁護に関する研修

東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 准教授 竹之内章代氏

2日目 グループワーク「計画作成と支援の在り方」

【参加者】

#### 3、東北フォーラム2021inやまがた

【開催県】 山形県

【開催場所】 オンライン、山形テルサ(ハイブリット型)

【開催日時】 2021年11月1日(月) 2日(火)

【内容】 1日目 分科会

第1分科会 みんなで考える、みんなが変わる。

山形県知的障害者福祉協会支援力向上研修の取組

第2分科会 心と体はつながっている。

表現しながらコミュニケーション

第3分科会 自分の気持ちを見える化し、大いに創造しよう

Talk Tree WORKSHOP

2日目 ①講演 株式会社ハラルボニー代表取締役副社長 松田文登氏

②思いの発信 各県発表

【参加者】 集合参加者：46名、 オンライン参加者：103名、 合計：149名

## (2) 研修内容について

昨年度延期された3研修については、オンラインという形で各県の協力により予定通り開催でき大変良かった。内容についてもアンケート等で好評をいただいている。その一方で、オンライン開催での難しさ、課題もあった。

1つ目は、通信環境や機器トラブルである。専門研修会においてはグループワークをオンライン上で実施、一度グループから退出すると同じグループに戻れないなどの事例も報告された。オンライン研修においては、不慣れな部分もあり、回数を重ね改善が図られることを期待する。

2つ目は、参加者減による予算上の課題である。オンライン研修により現地へ行く必要がなく気軽に参加できるメリットがある一方、事業所で参加するため集中して取り組める環境にないことや業務の片手間になってしまうなどの理由から参加者の減少があったのではないかと考えられる。資格取得がある研修会ではないため、オンラインであっても魅力ある研修会の企画が今後も必要である。また、東北フォーラムにおいてはハイブリット型として実施したため、システム整備と現地会場費の負担が重なり、費用が膨らみ課題が残る結果となった。

3つ目は、つながりである。これまでの東北フォーラムは仕事の夢・喜びを東北から発信として開催され、中堅・若手職員が会場に集まり親睦を深め、つながりをつくった。しかし、オンラインでは画面上でのつながりになり、名刺交換や懇親会がなく、心残りもあったように思われる。

次年度についても研修委員会では「つながり」をテーマに3研修会の継続した開催を考えている。専門研修においては3か年計画の3年目「モニタリングと再計画」のテーマが決められている。

コロナ禍で研修の在り方が問われる中においても、人とのつながりは重要である。次の世代にバトンを繋いでいく必要もあることから、継続した研修会が必要である。今後も、魅力ある研修会を開催できるよう協会、各県と協力して取り組んでいきたい。

## 令和3年度 東北地区知的障害者福祉協会

### 人権・倫理委員会事業報告

意思決定支援は知的障害者の支援そのもの、あるいは人権擁護の支援と言っても過言ではなく、人権が守られた不断の支援のベースとなるものである。

令和3年度は以上の考え方を基に活動計画を進めた。

計画の中心となったアンケートは年度末の慌ただしい中での実施であったが各県の多くの事業所よりご回答いただき、貴重なご意見をいただくことができた。

各事業所からいただいた回答については、今後の委員会活動の具体的な取り組みへと繋いでいきたい。

ご多忙の折、当委員会の取り組みにご協力いただき心より感謝申し上げます。

## 令和3年度 東北地区知的障害者福祉協会

### 人権擁護に関する職員組織アンケート

#### 【 集 計 結 果 の 考 察 】

##### アンケート実施について

人権擁護、意思決定支援、虐待の根絶、サービスの向上に向けた取り組みの推進や徹底は、第一義的責任として事業所が果たすべきであり、まずは継続して東北地区の現状を把握し分析する。

また、本アンケートでは各事業所での活動状況を共有し、各県の人権・倫理委員会を中心に情報発信や先進事例の活用に繋げていくために、新たな項目として①職員組織の構成メンバー、②職員組織の活動内容、③人権擁護や虐待防止をより機能させる仕組みや工夫等、④組織化のメリットを追加し、アンケートの有用性を高める工夫とした。

##### アンケート回収率

令和2年度の回収率と比較すると、青森県、福島県が微増。岩手県、秋田県、宮城県が7～13%減となっている。その中で山形県が前年度比37.2%大幅増の92.0%となっており、山形県の人権・倫理委員会の啓発活動の充実が予測される。東北全体としては68.2%で2.4%と微増であった。

#### 1. 人権擁護に関する職員の組織

令和2年度と比較し設置済みの事業所が東北6県で39事業所増加しているが、加盟事業所の11%の事業所で未設置の回答となっている。

#### 2. 職員組織の構成メンバー

法人規模や事業所規模によるところもあるが、管理者や主任、課長、サービス管理責任者等の役職者により構成されている事業所がもっとも多く、直接利用者に関わる支援員や職種を問わず、職員全体で構成している事業所も多くみられた。

一方、保護者や第三者委員など外部委員を構成メンバーに加え、客観性やチェック機能を高めている事業所は少数であった。

#### 3. 職員組織の具体的な活動内容

各会員事業所において、人権擁護・虐待防止への具体的な取り組み内容が集約された。基本的な障害者虐待の防止の対応に加えて、各法人、事業所の独自の取り組みなども報告されており参考にして頂きたい。

#### 4. 設置計画の有無

職員組織の未設置の事業所(83 事業所)の約90%の事業所が設置計画を策定しており、

今年度中に設置を計画している。設置予定が「ない」と回答した事業所は、加盟事業所全体の1%となっている。

#### 5. 設置予定

職員組織の未設置の事業所(83 事業所)の約半数が今年度内の設置を予定しており、2 年以内を含めると80%以上の事業所で設置される予定である。

#### 6. 設置計画が無い理由

設置の必要性が無い、または設置困難の回答があった事業所は、昨年度比で激減しており加盟事業所全体での職員組織の必要性の浸透や組織化の動きが見られた。

#### 7. 設置する必要性が無い理由 8. 設置困難な要因

設置の必要性の無さや設置困難の要因としては、事業規模によるところがあり職員数の少ない事業所では職員の兼務量の課題や見受けられる。また、組織化せずとも事業所内で人権擁護の仕組みが確立されているという意見もあった。

#### 9. 人権擁護や虐待防止をより機能させる仕組みや工夫

集計アンケートより、各事業所において、より機能させるために事業所全体や法人全体での工夫が随所に見られているため参考にして頂きたい。

#### 10 組織化のメリット等の実例

人権擁護や虐待防止を組織的に取り組むことで、職員間での共通認識や理解が深まること等による支援の質の向上や、研修の機会にもなっている。自分達の支援を定期的に振り返る機会となり、新たな気付きや意識の向上や、組織的に取り組むことで横断的なコミュニケーションも発生している。

#### まとめ

本アンケートから実施した複数項目により、各加盟事業所の人権擁護や虐待防止に取り組む実情を把握することができた。それぞれ限られた関係化での情報共有だけでなく東北地区全体での情報共有は、参考にできる部分が多く、自事業所の実態や意識レベルの把握にも活用できると思われる。

良い取組みは積極的に発信・共有し、参考にできるものは積極的に取り込み、改善に繋げることを各県協会でも推進し、福祉業界全体の底上げに繋がることを期待したい。

東北地区知的障害者福祉協会 人権擁護に関する職員組織アンケート比較

県名	宮城県		岩手県		青森県		秋田県		山形県		福島県		合計	
	R2年	R3年												
年度														
加盟数	135	135	101	100	190	192	89	93	84	87	114	114	713	721
回収数	97	87	71	61	113	128	58	48	46	80	83	84	468	488
回収率	71.9%	64.4%	70.3%	61.0%	59.5%	66.7%	65.2%	51.6%	54.8%	92.0%	72.8%	73.7%	65.8%	68.2%
1、人権擁護に関する職員組織														
①設置済み	69	61	46	48	99	110	48	43	35	71	76	79	373	412
②未設置	28	26	25	12	14	18	10	5	11	17	7	5	95	83
その他				1										1
4、設置計画は														
①ある	19	22	12	11	10	16	5	4	9	16	2	5	57	74
②ない	9	4	13	0	4	2	5	1	2	1	5	5	38	8
未回答				1									0	1
5、設置予定は														
①今年度中	5	11	2	5	2	10	1	3	2	10	1	2	13	41
②2年以内	9	7	9	5	14	6	4	1	7	5	1	3	44	27
③上記以外何年以内	5	4	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7	5
未回答				2										2
6、設置計画がないのは														
①必要性がない	5	1	4		3		0	0	2	1	1		15	2
②設置困難	4	2	8		0	1	5	1	0		4		21	4

## 令和3年度 東北地区知的障害者福祉協会収支決算書

〔収入の部〕

(単位：円)

科 目	本年度予算額(A)	本年度決算額(B)	増 減(B-A)	摘 要
1. 会 費	3,837,000	3,836,650	△ 350	令和2年度会費実績
会 費	3,837,000	3,836,650	△ 350	青森県 887,800 円
青森県	873,000	880,100	7,100	岩手県 608,650 円
岩手県	616,000	607,550	△ 8,450	秋田県 557,550 円
秋田県	568,000	556,150	△ 11,850	宮城県 700,650 円
宮城県	706,000	715,650	9,650	山形県 510,900 円
山形県	504,000	502,800	△ 1,200	福島県 569,600 円
福島県	570,000	574,400	4,400	3,835,150 円
2. 助成金	320,000	423,270	103,270	地区助成金 203,270
日本知的障害者福祉協会	320,000	423,270	103,270	定期総会・施設長等連絡会 50,000
各県旅費助成金	0	0	0	東北フォーラム 120,000
				日中活動支援部会全国大会 50,000
3. 雑収入	1,000	43	△ 957	
雑 収 入	1,000	43	△ 957	預金利子
4. 繰越金	4,219,000	4,219,169	169	
前期繰越金	4,219,000	4,219,169	169	
収 入 合 計	8,377,000	8,479,132	102,132	

〔支出の部〕

(単位：円)

科 目	本年度予算額(A)	本年度決算額(B)	増 減(B-A)	摘 要
1. 会議費	500,000	0	△ 500,000	
会 議 費	500,000	0	△ 500,000	
2. 事務費	4,250,000	1,920,670	△ 2,329,330	旅 費
事務委託費	900,000	900,000	0	専門研修会参加費
旅 費	2,500,000	71,080	△ 2,428,920	日中活動支援部会参加費
需用費	600,000	257,890	△ 342,110	東北フォーラム実行委員
印刷製本費	60,000	0	△ 60,000	旅費・参加費 他
役 務 費	60,000	111,700	51,700	需用費
雑 費	130,000	580,000	450,000	ノートパソコン一式
				ホームページ年間経費
				Zoomライセンス年会費 他
				役務費
				振込手数料、郵送費等
				雑 費
				福島県沖地震見舞金
3. 事業費	1,600,000	1,557,610	△ 42,390	宮城県開催総会 307,610
各種研修会助成金	1,600,000	1,557,610	△ 42,390	東北専門研修 500,000
				東北フォーラム 600,000
				日中活動支援部会全国大会 150,000
4. 予備費	2,027,000	0	△ 2,027,000	
予 備 費	2,027,000	0	△ 2,027,000	
支 出 合 計	8,377,000	3,478,280	△ 4,898,720	

収入合計 8,479,132    支出合計 3,478,280    次年度繰越額 5,000,852

## 監 査 報 告 書

令和3年度会計並びに事業について、関係書類、諸帳簿を照合審査したところ、適正かつ正確に処理されていることを認め、報告いたします。

令和 4年 5月 19 日

監事 白石 圭太郎 

監事 尾留 川 亨 

東北地区知的障害者福祉協会

会長 井 上 博 殿

**第2号議案**

**令和4年度 東北地区知的障害者福祉協会**

**事業計画（案）及び収支予算（案）について**

— 提案理由 —

令和4年度 東北地区知的障害者福祉協会事業計画（案）並びに収支予算の決定について、会則第20条第1項の規定に基づき提案します。

## 令和4年度 東北地区知的障害者福祉協会事業計画(案)

### はじめに

ここ数年は新型コロナ禍により県を越えての活動は大きく制限されており、東北協会としての活動は実施が困難な状況にある。そのような中で昨年度はオンライン等の活用などの様々な工夫により会議や研修会等を開催することができた。今年度も収束が見通せない状況にあるが「東北は一つそしてつなく」をテーマとして東北地区協会として各県の活動の情報交換や連携を通して一層の活動の充実を図りたい。

### 重点方針について

#### 1. 権利擁護・意思決定支援の徹底

全国的に知的障害のある人への虐待が発生しており、昨年度は東北地区の会員事業所において数件の虐待事案が報告されている。障害者虐待や不適切な支援については、国の制度においても各事業所への虐待防止委員会等の設置の義務化等対策が強化される。虐待の発生は協会としての社会的信用に関わる問題であり各県協会や会員事業所と連携して一層の虐待防止に取り組みたい。また支援スタッフ部会等の活動を通して現場での利用者の意思決定支援を一層広げる取り組みを行ってきたい。

#### 2. 政策提言

地方主権が推進される中で理事会や各部会、政策委員会の議論を通して東北各県の政策提言の共有化を図るとともに国及び各県へ政策提言を行いたい。

#### 3. 人材の交流・研修の実施

東北地区の研修として6年前からマネジメントを中心とした施設長研修、専門職・リーダーを対象とした専門研修そして現場のスタッフを中心とした東北フォーラムを実施してきた。その基本的な枠組み継続し、更なる内容の充実を通して専門性の向上と資質の向上に努めたい。また次の世代につなぐために「東北未来塾」(仮称)の実施を検討する。

#### 4. 各種部会活動の充実

現在の研修体系で実施してから部会ごとの研修会がなくなり、定期総会時の種別部会等部会活動が減少してしまっている。各県の部会長との連携の強化や各県からの課題や支援の好事例など情報を共有し活性化を図り、日本知的障害者福祉協会へ東北ならではの課題の提出や政策制限につなげていく。

#### 5. 災害協定の検討

東北においては東日本大震災等各種自然災害の発生があり、また収束が見通せない新型コロナウイルス対応の各県の情報共有化を図り、非常時にあたっては共同して迅速な応援支援を実施する。

## 令和 4年度 東北地区知的障害者福祉協会 会議・研修計画（案）

### ◇ 東北地区事業 ◇

事業名	開催期日	開催場所
《 研修会等 》		
施設長・管理者等連絡協議会 及び定期総会	令和 4 年 6 月 16 日（木）～ 日（ ）	岩手県： オンライン開催
専門研修会	令和 4 年 9 月 26 日（火）～ 27 日（水）	秋田県： オンライン開催
東北フォーラム2022inふくしま（仮称）	令和 4 年 11 月 7 日（月）～ 8 日（火）	福島県：郡山市 磐梯熱海温泉 ホテル華の湯
全国障害児発達支援施設運営協議会	令和 4 年 11 月 24 日（木）～ 25 日（金）	岩手県： 集合型で検討中
《 理事会 》		
理事会	令和 4 年 5 月 31 日（火）	オンライン開催
理事会	令和 4 年 11 月 日（ ）	
理事会	令和 5 年 3 月 日（ ）	
《 種別部会代表者会議 》		
種別部会代表者会議	令和 4 年 5 月 11 日（水）	オンライン開催
《 委員会 》		
政策委員会 3回（5月、9月、1月）	令和 4 年 月 日（ ）	オンライン開催 状況により集合開催
研修委員会 3回（5月、9月、1月）	令和 4 年 月 日（ ）	〃
人権倫理委員会 3回（5月、9月、1月）	令和 4 年 月 日（ ）	〃
災害対策委員会 未定	令和 4 年 月 日（ ）	〃
東北フォーラム実行委員会 4回 （6月、7月、8月、9月）	令和 4 年 月 日（ ）	〃

### 参 考

サポート協会東北ブロック会議	令和 4 年 10 月 14 日（金）	宮城県： オンライン開催
----------------	---------------------	--------------

### ◇ 全国事業 ◇

全国知的障害関係施設長等会議	令和 4 年 7 月 14 日（木）～ 15 日（金）	東京都： 国際フォーラム +オンデマンド
全国知的障害福祉関係職員研修大会	令和 5 年 月 日（ ）～ 日（ ）	
全国会長・事務局長会議	令和 年 月 日（ ）～ 日（ ）	
部会協議会	令和 5 年 3 月 日（ ）～ 日（ ）	東京都：
全国障害児発達支援施設運営協議会	令和 4 年 11 月 24 日（木）～ 25 日（金）	岩手県： 集合型で検討中
障害者支援施設部会全国大会	令和 5 年 1 月 26 日（木）～ 27 日（金）	大阪府： 集合型で検討中
日中活動支援部会全国大会	令和 4 年 12 月 1 日（木）～ 2 日（金）	鳥取県： 集合型で予定
全国生産活動・就労支援部会職員研修会	検討中	
地域支援セミナー	令和 年 月 日（ ）～ 日（ ）	全国グループホーム等研修会に含む
相談支援・就労支援セミナー	令和 年 月 日（ ）～ 日（ ）	東京近郊： オンデマンド形式
全国グループホーム等研修会	令和 4 年 8 月 26 日（金）～ 日（ ）	北海道： オンライン開催
全国支援スタッフ委員会代表者会議	令和 5 年 3 月 日（ ）～ 日（ ）	
リスクマネジャー養成研修会	令和 4 年 11 月 9 日（水）～ 10 月（木）	東京近郊： 集合型で検討中
リスクマネジャー養成研修会（上級）	令和 5 年 2 月 13 日（月）～ 14 月（火）	東京近郊： 集合型で検討中

### 《 2023年度 》

全国知的障害関係施設長等会議	令和 5 年 月 日（ ）～ 日（ ）	
全国知的障害福祉関係職員研修大会	令和 5 年 月 日（ ）～ 日（ ）	
全国会長・事務局長会議	令和 年 月 日（ ）～ 日（ ）	

# 令和4年度 東北地区知的障害者福祉協会 政策委員会活動計画（案）

## 1. 基本方針

知的障害福祉制度の充実に向けて具体的な検討と協会本部及び国へ提言を行う。東北地区として、障がい福祉事業所としてあるべき姿や課題に対して、事業種別やテーマごとに検討し、実績や課題を明確にしていく。

具体的には令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により生じた、諸課題の確認と検証を行い、障がいある人の望む暮らしの実現と各事業所の経営基盤の強化につながるよう、協会本部と協同して、国や地方に働きかける。

また、障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについての取りまとめに向けた議論を深める。具体的な提言を「本人主体」の観点から「権利擁護」「社会生活支援の推進」「重度化高齢化への対応」「支援の質の評価」の視点で、国への提言に向けた横断的かつ包括的な情報収集及び発信を行う。

## 2. 活動計画

(1)総合支援法改正法施行後3年の見直しに対して課題集約と協会本部への提言

- ①障害ある方々の望む暮らしの実現と暮らしを支える基盤整備づくり
- ②障害福祉サービス事業所指定の在り方と参入事業所の支援の質への検討
- ③サービス質（支援プロセス）の評価や人員配置における報酬の評価
- ④福祉現場で働く職員の賃金を公的価格の引き上げに向けた取り組み
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る継続的な対応

(2)東北地区各県の障害福祉サービス事業での横断的事項や部会の意見や課題の集約

(3)集約のやり方として、地区会事業所の要望は各地区政策委員でまとめ、各部会の要望は各地区部会長がまとめ、東北の事務局に提出

(4)東北の各地区の要望を総合的に取りまとめ、東北政策委員会として、今後も①タイムリーな中央情勢の情報提供②東北6県ならではの課題や要望の意見をまとめ、日本知的障害者福祉協会政策委員会に提案し、協議の上で国の施策に反映させてく。

## 令和4年度 東北地区知的障害者福祉協会 研修委員会活動計画（案）

今年度も同様に、オンラインによる研修を主体に実施する予定であるが、感染症対策を見据えながら、集合研修とのハイブリット形式も取り入れていく。その際には、開催会場や感染状況に配慮しつつ、感染症対策に十分留意する。

研修のあり方として、従来に沿った内容を予定しているが、“将来へバトンをつなぐ”というコンセプトを持ち、施設長等を対象とした実務的な研修と、次世代・中核職員を対象としたスキルアップ研修の両面から「東北未来熟」構想の実現を発信していく。

### （1）施設長・管理者等連絡協議会及び定期総会

【開催県】 岩手県

【開催場所】 オンライン（Zoom）開催

【開催日】 2022年6月16日（木）

【1日目】 ① 開会式

② 基調講演 講師 社会福祉法人高水福祉会（長野県）  
支援部統括部長 野口 直樹 氏

③ 東北地区知的障害者福祉協会 定時総会

### （2）専門研修

【開催県】 秋田県

【開催場所】 オンライン（Zoom）開催

【開催日】 2022年9月27日（火）～28日（水）

【1日目】 ① 障害者の意思決定支援・権利擁護に関する研修（第三弾）

② 講師 東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科  
准教授 竹之内 章代 氏

③ 内容 モニタリング・再計画の策定

【2日目】 ④ グループワーク研修「計画作成と支援の在り方」

### （3）東北フォーラム 2022 in ふくしま

【開催県】 福島県 磐梯熱海温泉ホテル華の湯

【開催場所】 オンライン（Zoom）開催か集合開催か今後検討しながら計画していく

【開催日】 2022年11月7日（月）～8日（火）予定

【1日目】 ① 分科会等 内容はスタッフ部会実行委員会で検討していく

【2日目】 ② 基調講演 検討

③ 東北各県からの発表 検討

(4) オンラインセミナー

【開催日】 2022年8月25日(木) 13:30~

【開催場所】 オンライン (Zoom ウェビナー) 開催

【テーマ】 「利用者を中心とした、利用者の安全を守るための」

リスクマネジメント

【講師】 株式会社 ジェイ・アイ・シー

リスクマネジメント担当顧問 高橋 勝 氏

東北地区本部長 田中 雅彦 氏

## 令和4年度 東北地区知的障害者福祉協会

### 人権・倫理委員会活動計画（案）

#### 1. はじめに

令和2年度における施設従事者等に関する虐待件数が過去最多を更新した旨の発表もあり憂慮すべき事態となっている。知的障害者の支援そのものが権利擁護の支援がベースとなるものであり、全ての職員に権利擁護・虐待防止の意識が醸成されるよう取り組みを進める。

令和4年度からは虐待防止委員会設置の義務化、身体拘束の適正化が強化され、令和5年度からは減算対象になることも示されている。

たとえ利用者に強い行動面での課題があるとしても、支援者である我々は積極的に権利擁護を推進し、意思決定支援を充実するべく、東北6県全ての施設の取り組みと連携し、委員会として具体的な取り組みに繋げていく。

#### 2. 事業内容

(1) 意思決定支援の理解を深める取り組みの実態を把握する。

・意思決定支援に関する研修を各県単位で計画実行する。

・県協会毎の意思決定支援に関する研修等の実施状況を把握する。

「意思決定支援を学ぶためのワークブック」を活用した研修会が実施されている県が増えるよう委員会で協力する。

(2) 虐待防止委員会の取り組み状況についてアンケートを実施し実態を把握する。

・虐待を未然に防止するための取り組みについて調査する。

・従事者への研修・取り組み状況について調査する。

(3) 権利擁護・虐待防止に係る情報提供並びに、学びの機会の提供を推進する。

## 令和4年度 東北地区知的障害者福祉協会収支予算書（案）

〔収入の部〕

(単位：円)

科 目	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	増減 (B-A)	摘 要
1. 会 費	3,848,000	3,837,000	-11,000	令和3年度会費実績
会 費	3,848,000	3,837,000	-11,000	青森県 880,100 円
青森県	880,000	873,000	-7,000	岩手県 607,550 円
岩手県	613,000	616,000	3,000	秋田県 556,150 円
秋田県	556,000	568,000	12,000	宮城県 715,650 円
宮城県	719,000	706,000	-13,000	山形県 502,800 円
山形県	502,000	504,000	2,000	福島県 574,400 円
福島県	578,000	570,000	-8,000	3,836,650 円
2. 助成金	420,000	320,000	-100,000	
日本知的障害者福祉協会	420,000	320,000	-100,000	地区助成金20万円、 研修会助成金22万円
各県旅費助成金	0	0	0	
3. 雑収入	1,000	1,000	0	
雑 収 入	1,000	1,000	0	
4. 繰越金	5,000,852	4,219,000	-781,852	
前期繰越金	5,000,852	4,219,000	-781,852	
収 入 合 計	9,269,852	8,377,000	-892,852	

〔支出の部〕

(単位：円)

科 目	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	増減 (B-A)	摘 要
1. 会議費	500,000	500,000	0	理事会・委員会等
会 議 費	500,000	500,000	0	会場費、昼食代、お茶代等
2. 事務費	3,910,000	4,250,000	340,000	日当等内訳
事務委託費	900,000	900,000	0	常任理事会 3回
旅 費	2,000,000	2,500,000	500,000	理事会 3回
需 用 費	600,000	600,000	0	政策委員会 3回
印刷製本費	60,000	60,000	0	研修委員会 5回
役 務 費	200,000	60,000	-140,000	人権/倫理委員会 3回
雑 費	150,000	130,000	-20,000	部会協議会 2回
			0	その他旅費
				フォーラム実行委員会 4回
				需用費 ホームページ年間経費
				通信費、他消耗品費等
				Zoomライセンス代
				印刷代 会議資料印刷代
				役務費 振込手数料、郵送費
3. 事業費	2,600,000	1,600,000	-1,000,000	総会・施設長等研修 40万円
各種研修会助成金	2,600,000	1,600,000	-1,000,000	専門研修会 60万円
				東北フォーラム 60万円
				児童発達支援部会全国大会 20万円
				その他研修 80万円
4. 予備費	2,259,852	2,027,000	-232,852	
予 備 費	2,259,852	2,027,000	-232,852	
支 出 合 計	9,269,852	8,377,000	-892,852	

第3号議案

令和4、5年度 東北地区知的障害者福祉協会

役員（案）の承認について

— 提案理由 —

令和4.5年度 東北地区知的障害者福祉協会役員の承認について、会則第12条の規定に基づき提案します。

東北地区知的障害者福祉協会

令和4・5年度 役員名簿

各県代表&事務局	氏名	郵便番号	住 所	TEL	FAX
青森県知的障害者福祉協会	会長 幸養苑	030-0922	青森市大字泉野字野脇46-61	017-737-3388	017-737-3369
	事務局 (青森県社会福祉協議会)	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-723-1391	017-723-1394
岩手県知的障害者福祉協会	会長 地域生活支援センターしおん	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林1254-7	0198-45-2714	0198-45-6861
	事務局 (岩手県社会福祉協議会)	020-0831	盛岡市三本柳8地割1番3	019-637-2700	019-637-4255
秋田県知的障害者福祉協会	会長 虹のいえ	018-3204	山本郡藤里町矢坂字下一の坂2-1	0185-79-1234	0185-79-1271
	事務局 (秋田県社会福祉協議会)	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2715	018-864-2877
宮城県知的障害者福祉協会	会長 すていじ仙台	981-3203	仙台市泉区高森7-1-4	022-777-3688	022-777-3267
	事務局 (宮城県障害者福祉センター)	983-0836	仙台市宮城野区幸町四丁目6番2号	022-293-4005	022-293-4010
山形県知的障害者福祉協会	会長 地域生活支援センター心音	990-0033	山形市諏訪町一丁目2番7号	023-664-2117	023-664-2118
	事務局 (社福) 愛泉会	990-0033	山形市諏訪町一丁目2番7号	023-674-8652	023-674-8653
福島県知的障害者福祉協会	会長 鮫川たんぽぽの家	963-8407	東白川郡鮫川村赤坂西野字岡田59-1	0247-49-2022	0247-49-2099
	事務局 (福島県社会福祉事業団)	961-8061	西白河郡西郷村大字小田倉 字上上野原5番地3	0248-25-3020	0248-25-7673
東北地区知的障害者福祉協会	事務局 (社福) 愛泉会	990-0033	山形県山形市諏訪町一丁目2番7号	023-674-8652	023-674-8653
東北地区理事	県名 施設名	郵便番号	住 所	TEL	FAX
会長	山形県 地域生活支援センター心音	990-0033	山形市諏訪町一丁目2番7号	023-664-2117	023-664-2118
副会長	秋田県 虹のいえ	018-3204	山本郡藤里町矢坂字下一の坂2-1	0185-79-1234	0185-79-1271
副会長	青森県 幸養苑	030-0922	青森市大字泉野字野脇46-61	017-737-3388	017-737-3369
常任理事	岩手県 地域生活支援センターしおん	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林1254-7	0198-45-2714	0198-45-6861
常任理事	宮城県 すていじ仙台	981-3203	仙台市泉区高森7-1-4	022-777-3688	022-777-3267
常任理事	福島県 鮫川たんぽぽの家	963-8407	東白川郡鮫川村赤坂西野字岡田59-1	0247-49-2022	0247-49-2099
理事 (児童発達支援部会)	福島県 あるく	961-8031	西白河郡西郷村大字米字上畑20	0248-21-6055	0248-21-6008
理事 (障害者支援施設部会)	宮城県 第二共生園	981-0505	東松島市大塩字逆川22-55	0225-83-2031	0225-83-2012
理事 (日中活動支援部会)	山形県 恵光園	990-2305	山形市蔵王半郷1366-2	023-688-3531	023-688-3532
理事 (生産活動・就労支援部会)	青森県 月見野作業所	030-0954	青森市駒込字月見野916-1	017-742-3004	017-742-3002
理事 (地域支援部会)	青森県 地域生活支援センターのぞみ	031-0833	八戸市大字大久保字大山22-10	0178-33-1566	0178-33-2005
理事 (相談支援部会)	岩手県 相談支援事業所けやき学園	028-3308	紫波郡紫波町平沢字境田44-1	019-672-1266	019-672-1267
理事 (支援スタッフ部会)	青森県 ふうらゐ	030-0954	青森市駒込月見野918-3	017-765-5520	017-765-5521
監事	秋田県 水林新生園	015-0885	由利本荘市水林457-5	017-765-5520	017-765-5521
監事	宮城県 わ・は・わ美里	987-0015	遠田郡美里町青生字中の橋173	0229-29-9987	0229-29-9136

令和4,5年度 東北地区知的障害者福祉協会 委員会名簿

政策委員会 委員長：古川彰彦 委員

県名	氏名	事業所名	職名	住所	TEL	FAX	備考
青森県	菊池 健 弥	放課後等ティーステーションEarth	理事長	〒036-8255 弘前市大字若葉2-7-1	0172-55-9642	0172-55-9643	青森県協会副会長
岩手県	山本 円	共同生活援助事業所 フローバーの家	地域支援課長	〒020-0812 盛岡市川目6-93-4 元気丸	019-666-2323	019-626-3315	岩手県協会副会長
秋田県	松橋 真 幸	合川新生園	施設長	〒018-4203 北秋田市木戸石字才ノ神沢35-35	0186-78-3191	0186-78-3199	秋田県協会副会長
宮城県	大森 道 宏	かなん	施設長	〒987-1102 石巻市和刈字波入前1-1	0225-86-3360	0225-86-3361	宮城県協会副会長
山形県	村上 実	児童デイサービス月のひかり	所長	〒990-2331 山形市飯田西4-3-2	023-665-5385	023-665-5387	山形県協会政策委員長
福島県	金野 小百合	生活介護事業所ポポロ	所長	〒970-8003 いわき市平下平窪2-1-5	0246-68-6564	0246-68-6584	福島県政策委員長
日本協会 政策委員	古川 彰 彦	父の夢	施設長	〒960-8164 福島市八木田字並柳41-3	024-545-8058	024-545-1128	日本協会政策委員

研修委員会 委員長：佐々木 浩幸 委員

県名	氏名	事業所名	職名	住所	TEL	FAX	備考
青森県	今村 健	月見野作業所	所長	〒030-0954 青森市駒込月見野916-1	017-742-3004	017-742-3002	青森県協合理事
岩手県	鷹 鸞 武 寿	やげぎ学園	施設長	〒028-3308 紫波郡紫波町平沢字境田44-1	019-672-1266	019-672-1267	岩手県協会副会長
秋田県	深瀬 朋 史	サンワークの家	管理者	〒019-1404 仙北郡美郷町六郷字熊野213-1	0187-73-6177		秋田県協合理事
宮城県	佐々木 浩 幸	グループホーム支援センターふわり	施設長	〒989-6162 大崎市古川駅前大通六丁目2-11	0229-21-2235	0229-21-2235	宮城県協会監事
山形県	鈴木 一 成	山形県総合コロニー希望が丘	所長	〒999-0134 西置賜郡川西町大字下小松2045-20	0238-42-4161	0238-46-4343	山形県協会副会長
福島県	品川 寿 仁	入所支援施設アルパ	管理者	〒963-0102 郡山市安積町笹川字経担52	024-945-0369	024-945-0379	福島県協会研修委員長

人権倫理委員会 委員長：林 美幸 委員

県名	氏名	事業所名	職名	住所	TEL	FAX	備考
青森県	林 美 幸	工房「歩み」	施設長	〒035-0011 むつ市大字奥内字金谷沢1-292	0175-45-2050	0175-45-2051	青森県協合理事
岩手県	小田島 守	てしろもりの丘よつば	施設長	〒020-0401 盛岡市手代森6-10-6	019-613-9721	019-613-9722	岩手県協合理事
秋田県	三浦 靖 之	後三年瑞声の里	施設長	〒019-1234 仙北郡美郷町飯詰字東西法寺258	0187-83-2035	0187-86-8886	秋田県協会副会長
宮城県	石川 明 博	はんとく苑	施設長	〒987-0311 登米市米山町字桜岡員待井34-1	0220-55-2727	0220-55-4130	宮城県協会監事
山形県	高野 光 輝	清流園	課 長	〒999-6402 最上郡戸沢村大字蔵岡字上ノ山3718	0233-72-3655	0233-72-3573	山形県協会 人権・倫理委員長
福島県	小林 優 子	ずばる	施設長	〒969-1155 本宮市本宮字舞台53-2	0243-33-1447	0243-33-1448	福島県協会 人権・倫理委員長

# 令和4年度部会地区代表者会議 第1回部会協議会報告

## 【 児童発達支援部会 】

議題 部会地区代表者会議

- 1) 出席者あいさつ
- 2) 部会長 副部会長 選出  
部会長 (北海道地区) 北川聡子氏 選出されました。  
副部会長 (中国地区) 實子丸周吾氏 選出されました。

第1回部会

令和4年度活動計画について

会議開催について

年4回開催予定する。

今回、7月、12月、2または、3月を予定する。

(可能であれば、7月、12月など参集して会議を実施したい。)

その他

これまで本会から提出した各種要望について事務局から説明があった。

部会内メーリングリスト作成および、運用について説明があった。

令和4年度全国知的障害関係施設長等会議についての案内があった。

障害児施策に関する国への働きかけの説明があった。

障害児通所支援 児童発達支援センター 人材配置 その他、加算関連

障害児入所支援 サテライト化 小規模化のための整備費等

加齢児対応 施設の増築・新築の助成等

各地区からコロナ対策について情報交換

関東地区から 簡易検査の対応のためキットが法人の経費です。

費用がものすごくかかる。助成していただけないか？

政策提言できないか検討して欲しい。要望

全国児童発達支援施設運営協議会(岩手県にて開催)のインフォメーション

(現状話せるところまで、佐藤が行う。)

## 【 障害者支援施設部会 】

### 1 第10回 障害者支援施設部会全国大会 「大阪大会」について（要綱案）

<大会テーマ> 「新しい生活様式で変わる、障がい者支援施設の暮らし」  
～アフターコロナでの、住まいや環境の充実・QOL 向上のために担う役割～

<開催方法> 対面式（懇親会なし）

\*コロナの感染状況からハイブリット含む WEB 開催に切り替えの場合、半年前に決定

<開催日時> 令和5年1月26日（木）～1月27日（金）

<開催場所> 1日目 大阪国際交流センター（大ホール）

2日目 ホテルアウィーナ大阪

\*大阪大会については6月末に実行委員会があるので、分科会も含め具体的な骨格を決めながら要綱を作りたい（大阪大会実行委員より）

\*具体的な時間配分や分科会について発表者などの決定を進める

\*分科会には部会の委員も入れるようにする（コーディネーターも含め）

\*障害者支援施設部会の第2回部会（8月）の際に開催するので、その時には要項案がほぼできているところまで進めたい

### 2 障害者支援部会として

～昨年度までの部会としての取り組みの説明～

- 社会保障審議会障害者部会において検討されている「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直し」の取りまとめの内容に関する意見について、これまでの部会としての取り組みの説明（政策委員会への意見として）
- 居住支援の質を上げて行きたい（個室化やユニット化など）  
これは日本知的障害者福祉協会の今のスタンスでもある
- その他、部会の中で様々に議論を深めて行き、政策委員会へ意見をあげることもあるかもしれない
- 今回新しく部会に入った方にはこれまでの取り組みを知って頂き、さらに制度、政策などについても予習をして頂きたい

## 【 日中活動支援部会 】

### ①部会長、副部会長の選出

部会長：森下浩明 氏（関東） 副部会長：村上和子 氏（九州）

### ②事業内容を含む協議内容

#### (1)全国知的障害児施設・事業実態調査の実施

内容については 6 月中にメールで委員が検討する。実施時期的に内容を大きく変えるのは難しい。しかし、昨年の内容よりも掘り下げたい内容もあると思うので、追加項目する項目を検討すべきではという意見があった。

#### (2)地区代表者会議について

本会を含め年間 4 回の開催を予定。うち、2 回はオンラインで、2 回は対面だと考えている。次回は 6 月後半を予定。後日、日程を調整。

#### (3)研修会について

令和 4 年度日中活動支援部会全国大会 鳥取大会の内容の検討

1 日目の講演…鳥取県の人を選ぶべきでは？→鳥取短大の先生を調整中

1 日目の鼎談…今回は講演者は入らない。現在、井上会長、部会長、副部会長、大垣氏を想定。福祉協会内だけで完結しているのではないか？という意見あり。しかし、井上会長に日中活動支援部会の取り組みを見ていただくには良い機会。当事者も考えてみては？

2 日目の分科会について…分科会は 4 つで良いか？→良い

第 3 分科会と第 4 分科会の違いは？→第 3 分科会は社会参加、第 4 分科会は居住支援がテーマ  
その他…プログラムの余興についての表記、分科会のタイトルについての意見あり

次回の代表者会議で更に検討する

## 【 生産活動・就労支援部会 】

### 部会活動について

○会議開催（年4回）

#### ◆主な協議事項

- ・今年度の活動計画について
- ・障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しについて
- ・全国生産活動・就労支援部会職員研修会および障がい福祉物産展について
- ・厚生労働省との意見交換（就労系障害福祉サービスの諸課題について）

○全国生産活動・就労支援部会職員研修会及び障がい福祉物産展(北陸地区担当)

- ・オンライン開催を想定し、3次元の仮想空間における新たな開催方法を検討

### 課題・検討内容について

○障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて以下3点

- ① 就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化について
- ② 一般(企業等)就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用について
- ③ 雇用・福祉施策の連携強化について

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について各事業の検討事項

- ・就継A型：スコア項目の見直し
- ・就継B型：5：1配置基準の検討と地域協働加算の対象拡大
- ・就労移行：就労移行以外の事業からも一般就労が可能になっている現状を鑑みた仕組みの見直し
- ・就労定着：特別支援学校卒業生等の利用対象者拡大への見直し

○今後の就労系障害福祉サービスについて

- ・就労系4事業の役割があいまいになりつつあることから、あらためて各事業に求められている目的と役割を整理・確認する必要がある。その上で各事業の取り組みを評価する新たな指針や基準について見直す

## 【 地域支援部会 】

- ① 部会長、腹部会長選出  
部会長：石本伸也氏（四国地区） 副部会長：伊藤淳一氏（関東地区）
- ② 令和3年度部会活動状況の報告
- ③ これまでの要望について
  - (1) 居住支援について
  - (2) 在宅支援について
- ④ 今後の中長期における要望について
  - (1) 重度者への対応について（グループホーム）
    - ・重度者及び行動障害のある方に対する受け入れ環境を整備する
  - (2) 地域生活支援体制の強化について（地域生活支援拠点等）
    - ・地域生活支援体制を強化するコーディネーターの配置基準
    - ・居宅介護事業の経営強化策として障害福祉独自の段直的運営の検討
    - ・地域生活支援拠点等の緊急短期入所の強化策を更に検討
  - (3) 障害福祉サービス等の質の確保・向上について
    - ・外部評価の導入については事業所の過度な負担とならない仕組みを検討
    - ・ICT及び介護ロボットの活用について
    - ・外国人労働者の受け入れに関する制度の見直しと人材の育成について
- ⑤ 第33回全国グループホーム等研修会北海道大会について  
令和4年8月26日（金）にオンライン配信にて開催予定  
地域支援セミナーを統合して企画。
- ⑥ アンケート調査について
  - (1) グループホーム調査票
  - (2) 居宅介護事業等サービス調査票  
についての検討

## 【 相談支援部会 】

【日時】 令和4年5月24日（火） 14：00～16：00

【会場】 WEB会議方式

### 【報告内容】

#### ○部会活動内容

年4回開催予定：7月初旬～中旬に次回オンライン開催予定とする。残り2回は集合会議も可能である為、ハイブリット型で検討している。

#### ○調査・研究の担当者決定

そのほかの委員は研修の際の役員となる。

#### ○中央情勢報告内容の共有

### 【課題・検討事項】

○相談支援・就業支援セミナーの研修（10月～12月予定）について、今年度は実施する。  
内容、講師について今後検討していく。

○昨年度の部会長からの事業報告内容について、今年度の課題と取り組みの共有

- ・社会参加の機会と地域社会においてほかの人と共生に重きをおいた支援を創設
- ・社会参加を新たに設け、サービス利用計画「等」への支援を行う事業所に対して基本報酬とする
- ・社会参加支援を行うにあたり、社会生活の変化を未然に察知して月1回のモニタリングが行えるようにする。
- ・基幹相談支援センターの機能が果たさず、市町村によってばらつきがあることから、基幹相談支援センターn位置づけを明確にするとともに、主任相談支援専門員業務を上述した社会参加への支援として位置づけ、社会参加における支援の報酬を検討。

## 【 支援スタッフ部会 】

先日、東北地区協会定時総会で参考資料として、各部会の活動計画の掲載のため、日本協会での検討内容を報告をあげるようにとのお知らせを頂いていましたが、支援スタッフ部会(委員会)では、特に5/24に話し合いが行われていなかったため、報告する内容はないと考えていました。

東北地区支援スタッフ部会としては、東北フォーラム(仮)に向けて、活動を行っていくとともに、各県単位での活動を今年度も行っていくことと考えていました。

4/28の常任理事会・部会代表者会議でも3県のみ参加だったため、再度集まる機会があればとも考えています。

全国の動きなど情報が入りましたら、お知らせ頂ければありがたいです。よろしくお願い致します。

※支援スタッフ部会は、全国組織では委員会にあたるため、今回の全国部会は開催されていないため、東北地区支援スタッフ部会の内容をご報告いただいた。

# 東北地区知的障害者福祉協会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、東北地区知的障害者福祉協会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、東北各県に所在する知的障害児者等の施設及び事業所(以下「施設等」という。)の健全な発展と円滑な運営及び東北各県の知的障害者福祉協会等（以下「各県協会」という）相互の緊密な連携を目指すとともに、施設及び事業所を利用する知的障害児者等（以下「利用者」という。）の福祉の向上並びに施設及び事業所に勤務する職員(以下「職員」という。)の親睦と資質の向上及び福利の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- (1) 施設等の管理運営に関する調査研究等に関すること
- (2) 利用者の福祉及び支援の向上に関する調査研究等に関すること
- (3) 各種会議及び研修会等の開催に関すること
- (4) 職員の福利厚生及び親睦に関すること
- (5) その他本会の目的達成のために必要なこと

(事務局)

第4条 本会の事務局を本会会長(以下「会長」という。)の所属する施設等に置く。ただし、会長の所属する施設等以外に事務局を設置すること、又は事務局を他の機関等に委託できるものとする。

2 本会の事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、東北各県に所在する社会福祉法人、公益法人、国及び地方公共団体等が経営する知的障害児者を主たる対象とした施設等及び別表1に掲げる事業を行う事業所等をもって会員とする。

(会員の責務)

第6条 本会の会員は、次に掲げる責務を負う。

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

(1) 第30条に定める会費（以下「会費」という。）を納入すること

(2) 第3条に定める事業に参加すること

2 会員の事業内容等に変更等が生じたときは、速やかに各県協会へ報告し、各県協会は、遅滞なく本会事務局へ報告するものとする。

（入会）

第7条 本会へ入会を希望する施設等は、「東北地区知的障害者福祉協会加入申込書」により各県協会へ加入を申し込むものとし、各県協会は遅滞なく本会事務局へ報告を行なうものとする。

（退会）

第8条 本会を退会する者は、各県協会へ「東北地区知的障害者福祉協会退会届」を提出するものとし、各県協会は遅滞なく本会事務局へ報告するものとする。

（会員資格の喪失）

第9条 会員は次の各号の一に該当する場合は、会員資格を失うものとする。

(1) 前条に定める退会をしたとき

(2) 第5条に規定する会員の要件をなくしたとき

(3) 会費を納入せず、督促後3ヵ月以上納入しないとき

(4) 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったと理事会で認められたとき

2 前項第1号から第3号までに掲げる理由による場合は、退会後に開催される理事会において報告しその承認を得るものとする。

3 第1項第4号に掲げる理由による場合は、その行為を為したとされる施設等は理事会において弁明を行うことが出来るものとし、理事会において、会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったと認めるときは、出席者の3分の2の同意をもって会員資格を失うものとする。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第10条 会員が第8条及び前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても既に納入した会費は返還しない。

## 第3章 役員

（役員の種類）

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

第11条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 7名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第12条 会長及び副会長は、常任理事会において、常任理事の互選により選任し、総会で承認を受けるものとする。

- 2 常任理事は、各県協会長を充てる。
- 3 理事は、第28条で定める各部会長を充てる。
- 4 監事は、理事会で選任し、総会の承認を受けるものとする。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、会長を補佐し、本会の運営及び事業の実施にあたる。
- 4 理事は、本会の運営及び事業の実施にあたる。
- 5 監事は、本会の会計及び運営並びに事業について監査(以下「会計等の監査」という。)し、必要に応じて理事会その他の会議に出席し助言を行うとともに、総会に出席し監査の報告を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第4章 会議

(会議の種類)

第15条 本会に次の会議を置く。

- (1) 定期総会(臨時総会を含む)
- (2) 施設長連絡会
- (3) 常任理事会

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

- (4) 理事会
- (5) 種別代表者会議
- (6) 部会
- (7) 委員会

### (会議の招集)

第16条 総会、施設長連絡会、常任理事会、理事会、種別代表者会議及び委員会は、会長が招集する。

2 部会は、部会長が招集する。

### (会議の議長)

第17条 総会の議長は、総会出席者の中から選出する。

2 施設長連絡会、常任理事会、理事会及び種別代表者会議における第26条に規定する全体会の議長は、会長が行う。

3 部会の議長は、部会長が行う。

4 委員会の議長は、委員長が行う。

### (議決)

第18条 会議の議決は、特別に定められた事項を除き、出席者（監事を除く）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 本会の解散については、会員の4分の3の賛成をもって決する。その決定の方法は、総会において別に定める。

### (総会)

第19条 総会は、本会の最高議決機関として、第5条に規定する会員をもって構成し、会員施設等に所属する施設長等の職員の出席を得て開催するものとする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

3 定期総会は、毎年6月に開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は全会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

5 総会を招集するときは、会員に対し、付議すべき議題、日時及び場所を示して会議の1ヵ月前までに通知しなければならない。

### (総会の議事)

第20条 総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画並びに予算に関する事項
- (2) 事業報告並びに決算に関する事項

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他本会の運営に関する重要事項

2 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名押印をしなければならない。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した会員は出席者とみなす。

2 前項の委任状の取りまとめは各県協会で行い、事務局へ報告する。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名押印をしなければならない。

(施設長連絡会)

第23条 施設長連絡会は、施設長等をもって構成する。

2 施設長等が事故あるとき、又は欠けたときは、その所属する施設等の職員が代理により出席できるものとする。

3 施設長連絡会は、次に掲げる事項の協議等を行う。

(1) 本会の運営及び重要事項の協議

(2) 施設等の運営等に関する協議及び説明等

4 施設長連絡会は、必要に応じ開催するものとする。

5 施設長連絡会は、総会をもって充てることのできるものとする。

(常任理事会)

第24条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

2 会長、副会長及び常任理事が事故あるとき、又は欠けたときは、その所属する県協会の副会長等が代理により出席できるものとする。

3 常任理事会は、第1項に掲げる者の過半数（前項の代理出席者を含む）の出席をもって成立する。

4 常任理事会は、次に掲げる事項の審議等を行う。

(1) 会長及び副会長の互選

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

(2) 本会の運営及び事業等に関し特に重要な事項の審議及び決定等

- 5 常任理事会においては、第1項に掲げる構成員のほか必要に応じ施設等に所属する職員その他の関係者又は課題等に精通する学識経験者等の出席を求め、意見の聴取等を行うことができるものとする。

(理事会)

第25条 理事会は、役員をもって構成する。

- 2 会長、副会長、常任理事が事故あるとき、又は欠けたときは、その所属する県協会の副会長等が代理により出席できるものとする。

- 3 理事が事故あるとき、又は欠けたときは、副副会長等が代理により出席できるものとする。

- 4 理事会は、会長、副会長、常任理事及び理事の過半数（第2項及び前項の代理出席者を含む）をもって成立する。

- 5 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 監事の選任
- (2) 総会付議議案の審議
- (3) 第9条に規定する会員資格の喪失に関する承認又は同意
- (4) 本会の運営及び事業等に関し重要な事項の審議及び決定等

- 6 理事会においては、役員のほか必要に応じ施設等に所属する職員その他の関係者又は課題等に精通する学識経験者等の出席を求め、意見の聴取等を行うことができるものとする。

(種別代表者会議)

第26条 種別代表者会議は、全体会及び常任理事会並びに各部会により構成される。

- 2 種別代表者会議は、会長、副会長及び常任理事（第25条第3項の代理出席者を含む）、及び次条に規定する各部会に係る各県協会の代表者（以下「各県部会長等」という。）をもって構成する。

- 3 種別代表者会議は、毎年5月に開催するほか、必要に応じ開催するものとする。

- 4 種別代表者会議は、第3条に掲げる事業を円滑に実施するために次に掲げる事項に関する検討協議及び決定を行うとともに、必要に応じ事業を行うことができる。

- (1) 施設及び事業所における課題及び提言に関する事項
- (2) 施設及び事業所に関する情報の交換
- (3) 第3条に掲げる事業に関する研究及び調査
- (4) その他本会の運営に関する事項
- (5) 第1号から前号までの各事項に係る年間計画の協議立案等

(部会)

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

第27条 前条第4項各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に行うため、次に掲げる部会を置く。

- (1) 児童発達支援部会
- (2) 障害者支援施設部会
- (3) 日中活動支援部会
- (4) 生産活動・就労支援部会
- (5) 地域支援部会
- (6) 相談支援部会
- (7) 支援スタッフ部会

2 部会は、必要に応じ開催するものとする。

3 必要に応じ、総会に諮り第1項に規定する部会以外の部会を設置することができる。

(部会長及び副部会長)

第28条 部会に部会長及び副部会長（以下「部会長等」という。）を置く。

2 部会長等は、各県部会長等の互選とする。

3 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の部会長及び副部会長の任期は前任者の残任期間とする。

5 部会長及び副部会長は、任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

6 部会長は、部会を総括する。

7 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。

(委員会)

第29条 本会に第2条に掲げる目的を達成し、第3条に掲げる事業について検討するため、次に掲げる委員会を設置する。

- (1) 政策委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 人権・倫理委員会

2 委員会は、政策及び研修計画等の検討立案を行うほか、理事会又は会長から諮問された事項に関し研究立案を行い、理事会又は会長に提言若しくは報告を行うものとする。

3 委員会の委員（以下「委員」という。）は各県協会から推薦された者をもって構成し、委員長及び副委員長各1名を会長が指名する。

4 委員長は、委員会の議長を行うほか委員会を総括する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

行する。

- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また補欠の委員の任期はその残任期間とする。
- 7 第1項に掲げる委員会以外にも、必要に応じ会長が理事会に諮り、委員会を設置することができる。
- 8 委員会においては、委員のほか必要に応じ施設等に所属する職員その他の関係者又は課題等に精通する学識経験者等の出席を求め、意見の聴取等を行うことができるものとする。
- 9 委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 10 委員会の解散または廃止については、会長が理事会に諮り、決めることができる。

### 第5章 会 計

(経費)

第30条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は年額とし、次の方法により決定する。

- (1) 施設及び事業所を単位とし、その定員に150円を乗じた額とする。
- (2) グループホームは前号に準じる。
- (3) 相談事業所、居宅介護事業所等の地域支援を行っている事業所等は、1事業所あたり2,000円とする。

(事業年度及び会計年度)

第31条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日で始まり、翌年3月31日で終わる。

(決算)

第32条 本会の収支決算は、監事の監査を経て、総会に提出し、承認を得るものとする。

(会計監査)

第33条 本会の収支決算その他の会計事務及び運営並びに事業に関し監事の監査を受け、総会においてその状況及び監事の意見について報告を受けるものとする。

2 監事は、会計等の監査を随時行うことができるものとする。

(特別会計)

第34条 本会は、総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

# 東北地区知的障害者福祉協会会則

## 第6章 委 任

(委任)

第35条 この会則の他、本会運営に関し必要な事項は会長が理事会に諮り別に定める。

附則

- 1 本会則は、昭和46年11月12日から施行する。
- 2 本会則は、昭和57年4月1日から改正施行する。
- 3 本会則は、昭和61年6月21日に改正し、昭和61年4月1日から施行する。
- 4 本会則は、昭和62年4月1日から改正施行する。
- 5 本会則は、平成2年4月1日から改正施行する。
- 6 本会則は、平成5年4月1日から改正施行する。
- 7 本会則は、平成6年6月18日に改正し、平成6年4月1日から施行する。
- 8 本会則は、平成10年6月25日に改正し、平成10年4月1日から施行する。
- 9 本会則は、平成12年6月23日に改正し、平成12年4月1日から施行する。
- 10 本会則は、平成13年6月15日に改正し、平成13年4月1日から施行する。
- 11 本会則は、平成16年6月25日に改正し、平成16年4月1日から施行する。
- 12 本会則は、平成17年6月21日に改正し、平成17年4月1日から施行する。
- 13 本会則は、平成18年6月29日に改正し、平成18年4月1日から施行する。
- 14 本会則は、平成24年6月15日に改正し、平成24年4月1日から施行する。
- 15 本会則は、平成26年6月27日に改正し、平成26年4月1日から施行する。
- 16 この会則は、平成27年6月11日に改正し、平成28年4月1日から施行する。
- 17 本会則は、平成28年6月2日に改正し、平成28年6月2日から施行する。

(経過規定)

平成28年3月31日現在会員である施設等については、第7条の規定に関わらず、「東北地区知的障害者福祉協会入会届」を提出したものとみなす。

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

別表1 会員となる施設等及び事業を行う施設等並びに所属部会

(1) 児童発達支援部会 障害児入所支援(医療型・福祉型) 児童発達支援センター(医療型・福祉型) 児童発達支援事業 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
(2) 障害者支援施設部会 障害者支援施設
(3) 日中活動支援部会 生活介護 療養介護 自立訓練 地域活動支援センター
(4) 生産活動・就労支援部会 就労継続支援B型 就労継続支援A型 就労移行支援
(5) 地域支援部会 共同生活援助 自立訓練(宿泊型) 福祉ホーム 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 移動支援
(6) 相談支援部会 相談支援事業 就労・生活支援センター 重度障害者包括支援
(7) 支援スタッフ部会

※1 会員は、指定事業所単位とする。

2 療養介護は、知的障害者を主たる対象とする障害福祉サービスに準ずるものとして取り扱う。

# 東北地区知的障害者福祉協会会則

様式 1

(〇〇県知的障害者福祉協会長)  
東北地区知的障害者福祉協会長

(〇〇県知的障害者福祉協会加入申込書兼)  
東北地区知的障害者福祉協会加入申込書

(〇〇県知的障害者福祉協会)

当施設（事業所）は、貴協会会則等を順守の上、東北地区知的障害者福祉協会に加入を申し込みます。

平成 年 月 日  
 施設・事業所名 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 施設長等代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 連絡先TEL( ) \_\_\_\_\_  
 メールアドレス \_\_\_\_\_

法人種類	社会福祉法人 NPO法人 [ ]			
法人名				
法人代表者氏名	職名 氏名			
法人所在地	〒 —			
施設・事業所等概要	施設・事業所形態			
	障害福祉サービス種類	定員等	障害福祉サービス種類	定員等
	①		②	
	③		④	
	⑤		⑥	
希望部会	知的障害者福祉協会) 部会	部会	部会	部会
備考				

# 東北地区知的障害者福祉協会会則

様式2

(〇〇県知的障害者福祉協会長)  
東北地区知的障害者福祉協会長

(〇〇県知的障害者協会脱会届兼)  
東北地区知的障害者福祉協会脱会届

(〇〇県知的障害者福祉協会)  
当施設（事業所）は、下記理由により、東北地区知的障害者福祉協会を脱会します。

平成 年 月 日

施設・事業所名

所在地

施設長等代表者職氏名

印

連絡先Tel( )

メールアドレス

[脱会の理由]
